

## H25年度包括外部監査の結果に対する措置内容

テーマ: 土木行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

土木行政に関する補助金等

項目	指摘事項・意見の概要	措置内容
道路整備課	(2)能登有料道路併設自歩道維持補修業務委託 当自転車歩行者専用道路の利用状況について、平成14年度の交通量調査以降調査が行われていない。当自歩道の存在価値を確かめる意味でも、数年に一度でよいので、利用状況調査を実施してはどうか。(意見)	定期的を実施する全国交通情勢調査に併せて、自転車歩行者専用道路の利用状況調査を行うこととした。
河川課	(1)なぎさ保全対策事業費補助金 本事業は千里浜海岸の維持保全のため、昭和50年代から続けられているが、補助金交付要綱等が存在せず、補助する趣旨が明確になっていない。また、補助金交付に加え、海岸清掃用機械等を組合に無償貸与しており、これらの必要性を明確にするためにも、要綱等を整備し、補助の趣旨を明文化する必要がある。(意見)	平成26年4月に、当該事業における補助の趣旨、補助対象等を整理し、明文化した。
	事業実施にあたり組合から提出されている申請書(計画)と実績報告書のいずれにも具体的な事業活動についての記載がなく、県が当該事業の詳細を把握、補助に見合う作業内容となっているかを検証するための資料として不十分である。実績報告書等に活動経費についての計算書類等を添付させる等の方法により、活動内容を確認してもよいのではないか。(意見)	実績報告書については平成25年度から(申請書は平成26年度から)、費目ごとに支出内容や金額の内訳を記載した資料を添付させ、活動内容を確認することとした。
	県が組合に無償で貸し付けている海岸清掃用機械等について、組合からその使用状況が報告されていない。県は、組合に対して使用日数や使用箇所等、使用状況についての報告を求め、財産管理を徹底すべきである。(意見)	平成25年10月分から毎月、貸与物品(ビーチクリーナー、レーキドザー等)について、その使用状況(使用日時、使用者、整備状況)を記載した報告書を提出させ、財産管理を徹底することとした。
	(2)H23都市基盤河川改修費補助金 本事業の費用対効果の測定は、事業主体である金沢市が実施しているが、県としても、補助金を交付する以上、その費用対効果を検証し、妥当性を確認することが望まれる。(意見)	平成26年度から、新規事業採択時に金沢市が実施した費用対効果の測定結果を、県が確認することとした。
	(3)犀川辰巳治水ダム建設事業 ダムサイト地質資料整理業務委託 本業務に係る特記仕様書(共通編)では、受託者は、受託業務の実績として「業務カルテ」を作成し、測量調査設計業務情報サービス(テクリス)に登録することになっており、登録がなされると、受託者に登録機関から登録内容確認書(業務カルテ受領書)が届くので、県はその写しにより、受託者が確実に登録したことを確認することとなっている。しかし、その写しが、当該業務専用の簿冊とは別に管理されていたため、即時に確認することができなかった。今後は、同一の簿冊にも写しを添付する等、即時に確認できるようにされたい。(意見)	平成25年10月から、登録内容確認書の写しを即時に確認できるよう、同一の簿冊に編綴しているところであり、適正文書管理に努めてまいりたい。
(4)犀川辰巳治水ダム建設事業 動植物調査業務委託 調査実施日の計画と実績に乖離があるものがある。例えば、コウモリの洞窟調査は、計画では6月、10月、11月の計3回となっているのに対し、実際の調査は7月、10月、3月に行われている。合計回数を実施されているからそれでよいということではなく、途中で実施日の変更がある場合は、県及び受託者双方の同意等が必要であり、その記録を書面で残しておくべきである。(意見)	平成26年度から、実施時期等に変更がある場合、受託者からの申し出に基づき協議した上で、県・受託者双方の同意内容がわかる書面を作成し、編綴しておくこととした。	
港湾課	(1)金沢みなと会館管理業務委託 当会館は、昭和47年に船員とその家族、港湾関係者の福利厚生、及び金沢港のPRを兼ねた多目的な施設として開業したが、現在では、船員家族の利用をはじめ、宿泊利用者数は減少している。一方で、近年のクルーズ船の来航頻度の増加や、今後、新幹線開業等により更なる観光客の増加が見込まれる中で、他の観光施策とも連携する等集客方法について、受託者とともによく検討していただきたい。(意見)	寄港船舶の情報が即時に分かるよう、平成25年度から当会館HPを通じて情報提供するなど、一層のPRに努めているほか、今後も船会社など利用者の意見も聞きながら港湾関係機関と定期的に協議を重ね、他の観光施策と連携した利用者増加に資する企画を打ち出す等、集客に努めてまいりたい。

都市計画課	5. (1)H24土地区画整理事業費補助金(金沢市副都心北部直江土地区画整理組合) 補助金交付要綱に定める進捗状況報告書が提出されていない。事業の進捗については、同時期に実施される翌年度要望や繰越のヒアリング等で把握しているとのことだが、進捗状況報告書の提出を求める規程を定めておりながら入手していないのは適当でない。(意見)	平成25年度事業から要綱に定めるとおり、補助事業者に対し進捗状況報告書の提出を求めた。
	5. (3)H23土地区画整理事業費補助金(金沢市副都心北部直江土地区画整理組合) 予算の繰越しについて、組合から金沢市経由で提出される補助金繰越承認申請書にその事由が記載されておらず、承認した経緯が明らかでない。県は市町担当者との打ち合わせにより確認しているとのことだが、組合から提出される申請書の備考欄に記載を求め、県が承認した経緯を明確にすべきである。(意見)	平成25年度事業から補助事業者に対し、補助金繰越承認申請書に繰越理由を記載するよう指示した。
公園緑地課	(1) 県庁内緑地管理業務委託その5(北西側樹林地) 本業務に係る特記仕様書では、毎月、当月分の作業実績と翌月分の作業予定を業務作業内容確認書に記載し、調査職員に提出するよう定めているが、実績の記載が無く、日程の延期等について県が承諾したか不明となっているものがあつた。県は、毎月、受託者から業務作業内容確認書による実績報告を受け、確実に予定と実績を確認する必要がある。(意見)	平成26年度から、作業内容確認書の様式を改め、当月の実績を確認する欄を設けるとともに、日程の延期等についての県との協議内容を記載できるものとした。
	特記仕様書で定めている11月頃(雪吊り前)までに実施された作業についての中間報告がなされていない。 この報告の目的は、途中経過を確認することにより業務の進捗状況を把握し、年度下期に偏らず、平準化された無理のない業務を受託者に求めることにあり、報告に基づく県の検証は必要である。(意見)	平成26年度から、中間報告の実施を徹底することとした。
	(2) 鞍月セントラルパーク園地管理業務委託 本事業において、業務予定の繰り越しが散見されるが、業務作業内容確認書では、日程の延期等について県が承諾したかが不明である。天候や植樹の状況を考慮しての変更(期日の延期)だと思われるが、受託者からの延期要請を県が承諾したことがわかるよう、その延期理由と承諾の旨を記載すべきである。(意見)	平成26年度から、作業内容確認書の様式を改め、当月の実績を確認する欄を設けるとともに、日程の延期等についての県との協議内容を記載できるものとした。
	(3) 県庁構内緑地管理業務委託 県庁舎には隣接する公園とともに敷地内に緑地があり、いつでも利用できるが、県庁構内にこのような公園、緑地があることがPRされていない。せめてホームページで紹介する等の広報を行い、緑地の恵みを県民に還元するよう心掛けてほしい。(意見)	平成26年度から庁舎紹介のHPに構内緑地の写真を追加するとともに、鞍月セントラルパークのHPに構内緑地の説明を追加したほか、庁舎紹介ページへのリンクを設定し、PRの強化を図った。
建築住宅課	(1) 住宅・建築物耐震化促進事業費補助金 本施策での改修工事件数は目標を大きく下回っており、このまま推移することを前提に考えれば、平成27年度末までの目標耐震化率達成の見込みはかなり薄いと云わざるを得ない。 現状、診断実績が傑出して伸びている輪島市の取り組みを詳細に事情聴取し、分析したうえで他の市に浸透させていくべきである。(意見)	住宅の耐震化については、輪島市の取り組みを参考に、所有者や工務店等への助成制度周知を行うなど県及び市町で様々な普及啓発を行った。

土木総合事務所全般	(4) 県央、石川、中能登土木総合事務所の備品管理について 備品台帳の正確性を検証するために、備品台帳からサンプリングして現物と突合したところ、備品台帳には記載されているが、実際には存在しないものが散見された。改めて確認し、適切に備品管理すべきである。(指摘事項)	改めて現物と備品台帳を確認し、財務規則に従い廃棄及び亡失の処理を行った。今後は、このようなことがないように、備品の適正な管理に万全を期してまいりたい。
	(1) 道路占用料の徴収システムについて 各土木事務所は、本システムを用いて道路占用許可証の発行と占用料の算定を行っているが、占用地の数量が多く、毎年増減が多い事業者については、表計算ソフトを併用して数量等を管理している。 本システムと表計算ソフトの併用が必要な現状は、好ましい状態ではなく、今後システムを改修する必要性が生じた際は、一元的な管理ができるよう改修することが望まれる。(意見)	今後システムを改修する必要性が生じた際に、一元的な管理ができるよう検討することとする。
	(2) 工期の変更と保証について 工期の変更が行われた場合、前払金保証、契約保証については、いずれも受注者が東日本建設業保証株式会社に通知することとなっているがこの通知がなされていない。県は、東日本建設業保証株式会社に、通知がなされない場合にも保証期限が延長されることを確認しており、問題は生じていないが、県と東日本建設業保証株式会社の間で覚書を結ぶ等、工期変更の際の保証契約の取扱いについて明確にする必要がある。(意見)	工期変更の際の保証契約の取扱いについて東日本建設業保証株式会社と協議した結果、工期の変更が行われた場合には、同社への通知があったものとみなし、変更後の工期末まで保証期間を延長する運用とする旨の文書もらい、保証契約の取扱いを明確化した。
南加賀土木総合事務所	(1) 道路除雪業務委託 当事務所管轄の除雪事業は、管轄区域を区分けし、各々地元の一業者を選定し、その者との随意契約により行っているが、1者の随意契約とした選定理由が記載されていない。 特定の地元の業者を選定し、その者が継続して除雪作業を行うことについて、改めてその是非を検討するとともに、随意契約の理由を明確にしておくことが必要である。(意見)	当業務委託については、冬期間における業務で安全かつ迅速に対処する必要があり、それぞれの区間に最も精通した有能なオペレーターを有する地元の建設業者と契約するのが最も合理的との理由から随意契約をしている。今後の契約に際しては、随意契約理由書を作成し、契約書に添付することを徹底することとした。
	本業務に係る仕様書では、受託者が所有する除雪機械に対し、対人任意保険に加入することを義務付けているが、その加入の有無が、県において確認されていない。保険証券のコピーの提出を求めるか、原本の閲覧等により確認することが必要である。 また、除雪機械の返納にあたって燃料を満タンにすることとされているが、この点についても、確認がなされているか明確でない。 これらについて確認がなされていることを、書面で残しておくことが必要である。(意見)	平成25年度から、任意保険の加入の有無については、受託者から対人任意保険証券の写しを提出させ確認することとした。また、除雪機械の返納時における燃料の確認については、写真及び書面で確認することとした。
	(2) 主要地方道金沢小松線外 道路緑化管理業務委託(その4・その5) 受託者は、実績報告書で作業報告することになっているが、当該報告書には実際に行われた作業の工程や内容が記載されておらず、特記仕様書で定める時期に作業が行われたのか、実績報告書では検証ができない状況である。当該報告書に、実際に行われた作業の工程等を記載すべきである。(意見)	実績報告書に、作業日・内容を記載した作業日報を添付するよう周知徹底を図った。
	(3) 庁舎清掃業務委託 本委託に係る各業務について、例年同じ業務だが年度により業務単価が異なっていたり、業務単価が作業内容に比例していない等、積算に整合性がない状況となっている。 今後、しっかりとした積算をすることが望まれる。(意見)	積算に整合性を保つため、平成26年度から算出方法を県の定める単価基準を参考に見直し、業務単価を作業内容に応じたものに改めた。
	(4) 備品管理について 車輛台帳に記載された内容について、実際と合っていないものが散見された(①車輛台帳に残っているが定期監査資料には出ていない車両がある、②保管換して所属変更した車両が、保管換前の所属のままの記載となっている、③車検と自賠責保険の有効期限が更新されていない)。車輛台帳は、購入や廃棄及び付保の事務処理漏れを防止するために必要な書類であり、正確に記載する必要がある。(意見)	車輛台帳を実態と合うよう正しく更新した。

石川土木総合事務所	(4)道路除雪業務委託	<p>県が受託業者に貸与している小型除雪機について、書類上は業務終了後、県に返却されたことになっているが、実際には受託業者の元に保管されたままの状況である。書面通り返却してもらったか、業務の都合上、現状を肯定するのであれば、当該受託業者との間で、保管や点検業務、管理責任について明確にしておく必要がある。(指摘事項)</p>	<p>小型除雪機については、今後、契約書面どおり、委託期間終了時に県の桑島車両基地で職員立ち会いのもと引き渡しを受け、保管することとした。</p>
	(1)一般県道金沢小松自転車道 手取川自転車道線維持管理業務委託	<p>当事業を白山市と随意契約する根拠は、石川県と白山市間で締結した協定書であるが、その中には委託内容についての記載はあるが、随意契約の理由についての記載がない。現在、白山市は当該業務を民間業者に再委託し、直接の作業は民間業者が行っていることから、県が直接民間業者に委託することも可能であるため、あえて白山市と随意契約をする根拠を明らかにし、その旨を明文化すべきである。(意見)</p>	<p>業務発注の迅速化や業務責任の明確化を図るため、平成26年度から、県が直接民間業者に委託することとした。</p>
		<p>白山市は月2回のパトロールの結果を、必要に応じて県担当者に相談し、実績報告書に、受託業者への作業依頼から作業結果までの経緯を記載することとなっている。しかし、実績報告書には、受託業者が提出するパトロール日誌からの報告内容が時系列に記載されておらず、具体的な作業実績がわかりづらくなっているため、より詳細な実績の報告を求めるべきである。(意見)</p>	<p>平成26年度から契約方法を見直し、県が直接パトロールを実施し、民間業者に作業依頼を行うこととした。また、具体的な作業実績については、委託成果品により確認することとした。</p>
		<p>本事業について県による設計見積りがなされているが、近年の委託額を見ると、その金額に道路補修等、毎年変化する事象を含んでいるにも関わらず、実績金額が変わっていない。委託額の積算が適切かどうかについて検討することが必要である。(意見)</p>	<p>平成26年度からは直接民間業者に委託することとし、工事ごとに補修工事を発注することとした。また、発注額については現場の状況を十分に勘案して検討することとした。</p>
	(3)消雪装置ノズル保守管理業務委託	<p>県が設計段階で見積もったノズルの数量より、受託業者が作業を実際に行った数量が大きく上回っている。当該契約は単価契約であり、単価をいかに検討したところで数量が把握されていないければ、契約額の正確性を欠くこととなる。県は、見積り段階の個数について概算ではなく確実なところを把握し、作業完了後に実績数との比較検討を行えるようにする必要が有ると考える。(意見)</p>	<p>平成26年度から、台帳等に基づき現地確認を行うなどにより、ノズルの数量を設計段階で明確にすることとした。</p>
	(4)道路除雪業務委託	<p>当事務所管轄の除雪事業は、管轄区域を20数箇所に分け、各々地元の業者を選定し、その者との随意契約をしているが、随意契約理由が記載されておらず、その根拠となるものも存在しない。特定の地元の業者を選定し、その者が継続して除雪作業を行うことについて、改めてその是非を検討するとともに、随意契約の理由を明確にしておくことが必要である。(意見)</p>	<p>当業務委託については、冬期間における業務で安全かつ迅速に対処する必要があり、それぞれの区間に最も精通した有能なオペレーターを有する地元の建設業者と契約するのが最も合理的との理由から随意契約をしている。今後の契約に際しては、随意契約理由書を作成し、契約書に添付することを徹底することとした。</p>
		<p>委託期間終了時に受託者が提出する除雪機械管理報告書に、県が受託者に貸与した除雪機械の車両登録番号の記載欄がなく、契約書との照合ができない。車両登録番号を記載させるべきかと思われる。また、当該除雪機械に対しては、受託者が対人任意保険に加入することを義務付けているが、その加入の有無が、県において確認されていない。保険証券のコピーの提出を求めるか、原本の閲覧等により確認することが必要である。また、除雪機械の返納にあたって燃料を満タンにすることとされているが、この点についても、確認がなされているか明確でない。これらについて確認がなされていることを、書面で残しておくことが必要である。(意見)</p>	<p>平成26年度から、委託終了時に提出する除雪機械報告書について、除雪機械の車両番号を記載する様式に変更し、契約書別表と突合できるようにした。任意保険の加入の有無については、平成25年度から、受託者から対人任意保険証券の写しを提出させ確認することとした。また、除雪機械の返納時における燃料の確認については、写真及び書面で確認することとした。</p>
	(5)白山ろくテーマパーク管理業務委託	<p>本テーマパークにおける指定管理者が交代した際、旧指定管理者との契約終了時に返却される県からの貸与物品について、返却確認が行われていなかった。貸与物品の責任の所在を明確にするためにも、物品の管理状況を確実に引き継ぐべきである。(意見)</p>	<p>平成26年度から指定管理者において、石川県財務規則の規定に準じて、年度末に備品の現品と県からの貸与物品リストの突合を行い、確認を行わせることとした。指定管理者の交代時には、旧指定管理者からの貸与物品返却の現物確認を行い、確認書を交わすこととした。また、毎年の年度替わりには、現地で現物確認をして、貸与物品の適切な管理を行うこととした。</p>

<p>県央土木総合事務所</p>	<p>11. (3)路面清掃業務委託</p> <p>本事業の受託者には、さらに別契約で異なる地区の道路に対する同様の業務を委託している。県は、県が所有する路面清掃車を当該受託者に貸し付けているが、受託者は1台の車両を2つの契約に基づく業務に使用している(入札の結果、同一業者となっており、その点について問題はない)。この車両については建設機械借用書を交わしてはいるが、日々の使用状況について記録がなされていない状況であり、どちらの業務で車両を使用しているかわかるように、受託者に日々の使用状況を記録させ、また、いったん返却する場合はその旨を記させるなど、車両の保管の状態も含めて管理していく必要がある。(指摘事項)</p>	<p>平成26年度から、契約ごとに車両の使用状況及び保管状況を確実に記録させるなど、適正に管理を行っていくこととした。</p>
	<p>(1)主要地方道金沢田鶴浜線ほか 消雪装置ノズル保守管理業務委託(2工区)</p> <p>県が設計した見積り段階でのノズルの数量に対して、受託業者が実際に作業を行った数量が不足しており、その実際の数量を県側で確認することがなされていない。当初計画段階の個数から変更がある場合、変更手続きを確実にやっていく必要がある。(意見)</p>	<p>平成26年度から、管理簿に基づき現地確認を行うなどにより、ノズルの数量を設計段階で明確にすることとした。</p>
	<p>(2)主要地方道金沢田鶴浜線ほか 地下道清掃業務委託</p> <p>地下道パトロール異常箇所等報告書の特記事項には、破損の状況などが記載され、その部分については写真も添付されているが、7月に報告された異常箇所、12月にも同じ又は進行している状況のまま残っているものがあった。県としては、限られた予算内での対応であり、ただ放置しているわけではなかったが、第三者である受託者が客観的に行った報告に対する対応やその経緯が、書類上明らかにされていない状況にあった。県は報告書を活用し、地下道25か所の状況を一覧的に把握し、補修計画と実績及びその経緯を記載することで、地下道の適切な管理を行っていくことが望まれる。(意見)</p>	<p>委託業者の報告に基づき、破損等の補修に努めているが、予算の制約もあることから、平成25年度から地下道25か所の補修計画等を記載した状況一覧表を作成し、計画的に修繕を行い、適切な管理を行うこととした。</p>
	<p>(5)照明灯交換</p> <p>本業務に係る仕様書によれば、受託者は県監督員の指示に基づき作業を行うことになっているが、担当者が独自に作成した様式により作業が指示されている状況である。作業指示や経緯が明確になるよう定型的な指示書を作成し、その指示書により受託者に作業を依頼し、受託者からの経緯の報告を県が確認していくという事務処理にすべきと思われる。(意見)</p>	<p>平成26年度から、これまでの簡易な資料による作業指示から、指示や経緯がわかるよう新たに作成した様式を改め、作業指示を行うこととした。</p>
	<p>(6)指定管理者公園管理業務委託(西部緑地公園、大野湊緑地公園)</p> <p>指定管理料は、指定管理者制度導入前の管理経費より、5.5%低減しているが、公募施設の低減率と比較すると小幅に留まっている。民間事業者の手法を活用した効率的な管理により、経費の縮減を図ることは、指定管理者制度のねらいの一つであり、実際、公募施設と非公募施設で実質負担額の削減率を比較すると、公募の削減率が非公募を大きく上回っている。公募への移行が困難な施設についても、管理の効率化を指定管理者とともに十分検討すべきである。(意見)</p>	<p>これらの施設については、他の施設と一体的に管理することが効率的であることから非公募で行っているが、更なる管理の効率化について、引き続き、指定管理者とともに十分に検討してまいりたい。</p>
	<p>(7)指定管理者公園管理業務委託(健民海浜公園)</p> <p>プール開催期間については利用者増に向けた方策が立てられているが、プール閉鎖期間の利用者数はここ数年横ばいであるにも関わらず、利用者増に向けた具体的方策が立てられていない。プール以外利用者の利用状況やイベントに集まった利用者層を把握する等、更なる分析が必要かと思われる。その点を把握することで、当該公園のどこをどのようにアピールしていくのか戦略的に検討していく必要があると思われる。(意見)</p>	<p>プール閉鎖期間の利用者増に向け、園内花壇の貸し出しや園児による花植え、野鳥観察会などの取り組みを引き続き実施するとともに、平成25年度からアンケート等を活用し利用者ニーズの把握に努めていくこととした。</p>
	<p>指定管理者に無償貸与している備品等について明確な管理規程がなく、備品台帳に記載されているものが実際に存在するか確認がなされていない状況である。指定管理者に貸与する物品について管理規程を整備し、その規程に則り備品を管理していくようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から指定管理者において、石川県財務規則の規定に準じて、年度末に備品の現品と県からの貸与物品リストの突合を行い、確認を行わせることとした。また、毎年の年度替わりには、現地で現物確認をして、貸与物品の適切な管理を行うこととした。</p>

<p>(8) 指定管理者公園管理業務委託(奥卯辰山健民公園)</p> <p>事業計画書の中で、具体的な目標として公園利用者の増大等を掲げているにも関わらず、事業報告書にはその結果についての記載がない。県は指定管理者に対し記載を求めるべきである。</p> <p>平成24年度の利用者数は目標を下回っている。目標を下回ったこと自体は直ちに問題ということではないが、目標未達成となったことについては、県としても指定管理者と協議を行い、目標達成に向けた検討をしていく必要があると考える。</p> <p>また、指定管理者からの利用者数増加等に向けた提案について、今後もその検討内容が引継ぎできるよう、検討状況については記録に残しておくべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から、利用者報告について事業報告書に実績を記載させることとし、指定管理者が行う利用実績の分析及び利用者増に向けた取り組みの検討について、県と協議を行い、その記録簿を作成することとした。</p>
<p>(9) 指定管理者公園管理業務委託(北部公園)</p> <p>事業計画書の中で、具体的な目標として公園利用者の増大等を掲げているにも関わらず、事業報告書にはその結果についての記載がない。県は指定管理者に対し記載を求めるべきである。</p> <p>また、指定管理者からの利用者数増加等に向けた提案について、県として検討がなされたか確認できないが、これについてもどのように対応していくのか検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から、利用者報告について事業報告書に実績を記載させることとし、指定管理者が行う利用実績の分析及び利用者増に向けた取り組みの検討について、県と協議を行い、その記録簿を作成することとした。</p>
<p>(10) 河川パトロールについて</p> <p>河川パトロール日誌には、物件の破損等をはじめとする問題点が報告されているが、その後の対処結果の記録が残されておらず、処置がなされたか曖昧になっているものがある。</p> <p>日誌の備考欄に問題点に対する対応を記録し、責任者がきちんと決裁するなど、その対処結果が明確になるようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から日誌の様式について処理結果を記載する欄を設けるとともに、責任者が処理結果を確認することとした。</p>

<p>中能登土木総合事務所</p>	<p>(1) 公共用財産の使用許可について</p> <p>県は、七尾市中島町に民間事業者が設置している棧橋について、昭和48年以来、公有水面の使用許可を行っているが、平成3年に当該地域が漁港区域に指定されたことに伴い、許可権限が漁港管理者(七尾市)に移っていることが判明した。</p> <p>本件許可手続きについては、既に県に使用許可権限がなくなっているにも関わらず、その後も3年毎の使用許可の更新を行ってきたものであり、県は、速やかに是正措置を講ずるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>漁港管理者(七尾市)及び使用者(民間事業者)に対し、県の使用許可が無効であること、また、今後の使用許可については、管理者である七尾市に権限があることを説明し、改めて双方が使用許可の手続きを行うことを確認した。</p>
	<p>(2) 道路保全業務委託</p> <p>本事業に係る契約書では、受託者は、発注者が交付する作業指示書に基づき業務を行うものとされているが、実際にはこの作業指示書は使用されず、補修箇所や作業内容を記載した住宅地図等が用いられている。</p> <p>契約書に規定されたとおり、作業指示書を使用するべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>本事業は、業務毎に単価契約されており、そのうち、スノーポール兼用デリネータ引上げ・引下げ業務について、当初設計時の年間予定数量が4,600本であるのに対し、実績は10,962本と大きく変動している。</p> <p>単価契約においては、単価についていかに検討したところで、数量について検討しなければ、契約額に正確性を欠くことになる。</p> <p>県は、見積り段階の正確な数を把握し、作業完了後に実績数との比較検討を行えるようにしておくとともに、数量が大きく変更される場合には、その理由と経緯を詳細に記しておくべきである。</p> <p>(意見)</p>	<p>平成25年度から、作業内容などを明示した作業指示書により指示を行うこととした。</p> <p>平成26年度から、前年度の実績数量や作業日報を基に設置数を把握し、実施予定数量を精査したうえで発注を行うこととした。</p>
	<p>(3) 一般国道249号外 震災等緊急雇用創出(道路環境美化)業務委託(除草・剪定・清掃工)</p> <p>本事業の趣旨は東日本大震災による被災者支援の緊急雇用対策であり、まずは被災求職者を優先的に雇用する旨を明記した求人申込書を提出し、当分の間に求人が充足しない場合は、通常の失業者を対象とするように変更し、ハローワークに提出するように規定されている。</p> <p>しかし、当初の求人申込書では、第一に被災求職者を優先雇用する旨がわかりづらく、また、被災求職者用求人申込書に対する申込状況や、その状況を踏まえて通常の求人に切り替えたということ、県が確認したことを示す書類がない。こうした確認手続の状況について記録に残しておくべきである。(意見)</p> <p>当事業の特記仕様書では、雇用者が適切に労働保険、社会保険に加入することとされているが、これらの状況を示す資料が添付されていない。</p> <p>県は受託者に対し、ハローワークに提出した求人申込書通りに賃金が支払われていることや労働保険、社会保険の加入状況について、労働関係帳簿等を提出させ、確認する必要がある。</p> <p>(意見)</p>	<p>当該事業については、平成25年度で終了しているが、今後、同様の事業を行う際には、書類の確認や記録作成を徹底するなど、適正な手続きに努めていきたい。</p> <p>平成25年度から、雇用条件に相違がないか求人票及び労働条件通知書にて確認するとともに、被保険者の資格確認通知書の写しにて、健康保険、厚生年金の加入状況を確認することとした。</p>
	<p>(4) 道路除雪委託</p> <p>当事務所管轄の除雪事業は、管轄区域を区分けし、各々地元の業者を選定し、その者と随意契約しているが、その選定理由について個々の事業者毎に個別具体的に検討しているとは言い難い。各々の事業者が選定要件を満たしていることについて、選定理由書に個別具体的に記載することが必要である。</p> <p>(意見)</p> <p>県が受託者に貸与している除雪機械に対する除雪機械借用書及び除雪機械返納書について、日付の記載が年月までで、日にちが記載されておらず不完全である。</p> <p>また、除雪機械機能現況表においても同様に日にちが記載されていないことに加え、立会者の押印、走行距離計の記載が抜けているものがあった。</p> <p>除雪機械の貸与や返還は当然に手順どおりに行い、管理を徹底するためにも書類を適切に記載されたい。(意見)</p>	<p>平成26年度から、各々の事業者が選定要件を満たしているかについて検討を行い、選定理由書に個別具体的に記載することとした。</p> <p>除雪機器の貸与等に関する書類について、平成25年度から各様式に基づく記載内容及び記載漏れ等の精査を行い、貸与から返納までの事務手続きの徹底を図った。</p> <p>また、貸与者に対し、除雪機械の引渡時に、返納までの手順及び除雪機械借用書等の記載事項の説明会を実施し、貸与手続についての周知徹底を図った。</p>

<p>本業務に係る仕様書では、県が受託者に貸与している除雪機械に対し、受託者が対人任意保険に加入することを義務付けているが、その加入の有無が、県において確認されていない。保険証券のコピーの提出を求めるか、原本の閲覧等により確認することが必要である。(意見)</p>	<p>平成25年度から、任意保険の加入の有無については、受託者から対人任意保険証券の写しを提出させ確認することとした。</p>
<p>(5) 能登歴史公園(石動山地区)管理業務委託</p>	
<p>県が把握している能登歴史公園(石動山地区)の利用者数実績は、県が受託者より毎月報告を受けた人数の合計であるが、利用者数の計測方法は不明瞭であり、公園内のどの施設を利用した人がカウントされているのか不明となっている。まずは、県は指定管理者と協議を行い、利用者数の計測方法を明確にする必要がある。(意見)</p>	<p>平成26年度から園内2か所(石動山資料館及び大宮坊)における管理者によるカウントなどをもとに計測を行っており、今後とも、こうした計測方法を行っていくことを確認した。</p>
<p>事業計画書の中で、具体的な目標として公園利用者の増大等を掲げているにも関わらず、事業報告書にはその結果について記載がない。県は指定管理者に対し、実績の記載を求めるべきである。 また、事業計画書には、具体的な改修計画や、イベント(自主事業)参加人数の目標が挙げられているが、実績報告書からは、それらの結果を確認できない。 公園利用者数は減少傾向にある。この傾向を打開すべく、事業計画書に記載された目標や施設改修計画とこれらについての実績の比較分析を行い、これらのデータをもとに県と指定管理者が協議を行い、利用者増や利便性の向上に向けて取り組んでいく必要がある。(意見)</p>	<p>平成26年度から事業報告書における利用者実績は、目標値と併せて記載することとした。 また、「事業計画書」策定時、毎月の「管理運営業務月報告」時、「事業報告書」報告時において、利用者増や利便性向上に向けた協議を行っていくこととした。</p>



<p>奥能登土木総合事務所</p>	<p>(3)一般国道249号外 震災等緊急雇用対応事業(道路現況撮影)業務委託</p> <p>本事業では、業務委託契約書により、「業務委託料に占める新規雇用の労働者の人件費の割合は5割以上とする」こと、及び人件費割合を確認するため、雇用契約書の写しを提出することを定めているが、県において当該書類を取得していなかった。雇用契約書の徴収を怠った場合、人件費割合の確認が行われていたとは言えず、確実に雇用契約書を徴収し、人件費割合を確認するべきである。(指摘事項)</p>	<p>平成24年度については、人件費の割合が5割以上であることを確認した。平成25年度の同様事業についても、雇用契約書の写しを提出させ、人件費割合は、賃金台帳で5割以上であることを確認した。</p>
	<p>(1)登記委託</p> <p>県が作成した本業務の委託料積算根拠は、中央用地対策連絡協議会が発行した公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準(平成16年)であるとのことだが、本事務所ではその書類が保管されていないため、積算根拠が曖昧であった。積算根拠が明らかになるよう、上記書類を取り寄せ保管しておく必要があると考える。(意見)</p>	<p>平成25年度から公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準(平成16年)を入手し、保管することとした。</p>
	<p>(2)テレメーター保守点検業務委託</p> <p>点検報告書では、点検時に問題のあった箇所を、早急に処理を要する順にAからCまでにランク分けしているが、Aランク(1年以内の補修が必要)の点検箇所が、その期間を過ぎても補修されていないことがある。</p> <p>本事業は、こうした補修の必要な箇所を把握することが目的であり、この点検報告書に基づき、各観測局における雨量計、水位計の状況等を一覧的に把握し、優先順位を決め、補修計画と改修を行っていくことが必要であると思われる。(意見)</p>	<p>委託業者の報告に基づき、老朽化等による補修に努めているが、予算の制約もあることから、平成25年度から点検ランクや補修実績を記載した状況一覧表を作成し、計画的に修繕を行い、適切な管理を行うこととした。</p>
	<p>(3)一般国道249号外 震災等緊急雇用対応事業(道路現況撮影)業務委託</p> <p>本事業の趣旨は東日本大震災による被災者支援の緊急雇用対策であり、まずは被災求職者を優先的に雇用する旨を明記した求人申込書を提出し、当分の間に求人が充足しない場合は、通常の失業者を対象とするように変更し、ハローワークに提出するように規定されている。</p> <p>しかし、当初の求人申込書では、第一に被災求職者を優先雇用する旨がわかりづらく、また、被災求職者用求人申込書に対する申込状況や、その状況を踏まえて通常の求人に切り替えたということを、県が確認したことを示す書類がない。こうした確認手続の状況について記録に残しておくべきである。(意見)</p>	<p>当該事業については、平成25年度で終了しているが、今後、同様の事業を行う際には、書類の確認や記録作成を徹底するなど、適正な手続きに努めていきたい。</p>
	<p>受託者がハローワークに提出した求人申込書では賃金形態は月給となっているが、実際には時給計算をしている。また、健康保険、厚生年金に関しても加入することとなっているが、平成23年度は未加入となっている等、雇用した者に対して当初開示した内容と雇用通知書で決めた内容に整合が取れていない。</p> <p>県は受託者がハローワークに提出した求人申し込みどおりに雇用契約を行っているのか、確認すべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から、受託者との打合において、ハローワークに提出した求人申込書どおりに雇用契約を行っているかチェックシートを作成して確認するとともに、賃金台帳にて、健康保険、厚生年金の加入状況を確認することとした。</p>

土木行政に関する出資団体

(財)県民ふれあい	<p>(1)香林坊駐車場特別会計について</p> <p>香林坊地下駐車場運営について、県・金沢市からの補助金(13年間)を未収金として計上することにより、経理上債務超過を脱しているが、実質的には全額収受してはじめて債務超過を脱するものである。</p> <p>こうした長期間にわたる対策は、その間の社会情勢の変化により、当初考えていた結果と異なった結果が生じることにもなりかねず、実質の債務超過脱出に至る期間をできる限り短縮すべく、これまで以上に厳しい経営管理が必要である。また、県も公社とともに香林坊地下駐車場の経営に積極的に関与し、利便性の向上及び利用者増等に向けた取り組みを推進していく必要がある。(意見)</p>	<p>利用者の利便性向上を図るため、三段式機械駐車を撤去し平面化する等、利用者増加につながる取組を推進しており、今後とも県・市・公社で十分に協議しながら、収益向上に向けた諸策を講じ、経営基盤の強化に努めてまいりたい。</p>
(公財)いしかわまちづくり技術センター	<p>(2)規程について</p> <p>当センターの会計処理規程によると、事務局に固定資産管理責任者及び物品管理責任者を置くこととされている。実際、責任者は決められていたものの、その手続を示した書類が存在していない。速やかに関係書類を整備すべきである。(意見)</p>	<p>固定資産管理者、物品管理責任者の指定に関する関係書類を整備した。</p>
(一財)石川県建築住宅センター	<p>(1)理事会について</p> <p>理事会については、定款において持ち回り決議が認められているが、それはあくまで臨時のときに限ると解すべきである。同センターでは、平成24年度の決算承認の理事会が持ち回りで行われたが、決算承認という重要な理事会を持ち回り決議で行うことは好ましくない。(意見)</p>	<p>決算承認という重要な理事会の決議は、緊急の場合を除き、持ち回り決議は行わないこととした。</p>
	<p>(2)備品(パソコン)管理について</p> <p>同センターにはパソコンが40台近くあり、適切な物品管理が求められるが、現状はパソコンのリストがあるのみで不十分である。購入、処分について歴年的に管理できるよう、台帳を整備すべきである。(意見)</p>	<p>適正な物品管理を図るため、新たにパソコン台帳を整備した。</p>
	<p>(3)決算書(未収入金、固定資産)について</p> <p>未収入金について関連証憑と照合し、金額を突合した結果、金沢市からの定期報告業務手数料収入について計上漏れがあった。(この差異については、翌期における事業収入として、修正計上している。)</p> <p>また、固定資産について、減価償却内訳明細書には、実際に存在しない資産が計上されているものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう適切な会計経理に努められたい。(意見)</p>	<p>固定資産については、平成25年度決算時において、存在しない資産を除却し、固定資産から落とす処理を行った。今後はこのようなことがないよう、適切な会計経理に努めてまいりたい。</p>